

## 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助事業

健康福祉部

## 1 趣旨等

高齢者等の感染拡大抑制や院内感染防止のため、施設設置者が、当該施設の従業員等を対象に自主的に行った検査に係る費用を助成する。

## 2 事業の概要

## (1) 補助対象となる検査

以下の要件に該当する検査に要した費用を補助対象とする。ただし、自主検査の時点で、従業員が行政検査の対象となっている場合は対象としない。

| 内容   | 高齢者施設等  | 医療機関                                |
|------|---|-------------------------------------|
| 対象検査 | 特別警報Ⅱ（感染警戒レベル5）以上が発令されている地域内の事業所が、発令期間内等(*)に実施した検査<br>(*)すでに発令されている地域の対象期間は、改めてお知らせします。                   |                                     |
| 対象範囲 | ア、当該施設の従業員<br>(非常勤職員やボランティアを含む)<br>イ、期間中に施設に出入りする委託業者従業員<br>ウ、入所施設では新規入所者<br>(短期入所を含む。)<br>(いずれも1人1回に限る。) | 当該施設の従業員<br>(非常勤職員含む)<br>(1人1回に限る。) |
| 対象施設 | 特別養護老人ホーム等の入所施設及び通所・訪問事業所<br>障害者支援施設等の入所施設及び通所・訪問事業所<br>救護施設  | 検査機器等を保有していない病院                     |
| 対象期間 | 令和3年1月6日～3月31日  |                                     |

## 3 補助内容

## (1) 補助対象経費

検査料金、検体の郵送・配送料その他検査を受けるために必要な経費

## (2) 補助金額

検査1件ごとの補助対象経費に2/3を乗じた額（上限15,000円）

## 4 その他

検査実施機関については、以下の県のHPでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support2.html#kensa>

高齢者福祉施設・事業所管理者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく  
感染防止策の徹底等について（要請）**

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では 1 月 8 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、1 月 8 日からの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針等を定め、法第 24 条第 9 項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底、特定都道府県への訪問の自粛及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

## 記

## 1 要請内容

## (1) 感染防止策の徹底の継続

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その 2)(一部改正)」  
(令和 2 年 10 月 15 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等を踏まえ、引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

## (2) 特定都道府県への訪問の自粛

緊急事態措置を実施すべき区域とされた東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(以下「特定都道府県」という。)への訪問は、基本的に行わないようお願いします。仕事等でどうしても訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。

## (3) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、引き続き開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくようお願いします(別添「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(1 月 8 日～2 月 7 日)」の 7 (4)を参照。)

## 2 協力を依頼する事項

### (1) 感染拡大地域への訪問等にあたっての慎重な行動等

他県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとっていただくようお願いします。

- ・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。
- ・会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること。

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（特定都道府県を除く。以下「感染拡大地域」という。）への訪問に当たっては、上記の他県訪問の際の慎重な行動の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うようお願いします。

- ・訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避けるよう留意し、避けられない場合は訪問そのものを控えること。
- ・高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のある方等重症化しやすい方やその同居のご家族は特に慎重な検討を行うこと。

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感染拡大を招かないよう注意願います。

※なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/monitoring.html>

### (2) 冬場における感染拡大を防止するための行動

帰省や旅行などによる人の移動や、新年会などの飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、次の点について、留意願います。

- ・帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・事業者は、従業員の休暇の分散取得や在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。
- ・新年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
  - ✓ 体調が悪い場合（又は10日以内に悪かった場合）は参加しない、させない。
  - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
  - ✓ 人と直接・間接に接触しない。（直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。）
  - ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。（人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声

で話さない、など)

- ✓ 会場の換気に気をつける。(会場の換気が不十分なら 30 分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。)
- ・ 普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や席間の十分な距離の確保など、特に慎重に対応すること。

### (3) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともしよう”キャンペーン」にご協力いただくようお願いします。

|        |   |
|--------|---|
| 担 当    | 健康福祉部介護支援課サービス係、施設係<br>(課長) 篠原 長久<br>(担当) 山本 哲也、奥原 清恵 |
| 電 話    | 026-235-7121、7113                                     |
| ファクシミリ | 026-235-7394  |
| 電子メール  | kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp                         |

